



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日（金） 号外（第16号）

目次

	ページ
規 則	
○群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（児童福祉・青少年課）	2
○群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（障害政策課）	2 4
○群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（同）	2 4
○群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（廃棄物・リサイクル課）	2 4
訓 令	
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令（人事課）	2 4
○群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令（契約検査課）	2 5

■ 規 則

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第四十号

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童福祉法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「若しくは第二号、第二十五条の八第一号」及び「若しくは第四号」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「別記様式第三十三号の二又は別記様式第三十三号の三」を「別記様式第三十三号の三又は別記様式第三十三号の四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十五条の七第二項第二号、第二十五条の八第一号又は第二十六条第一項第四号の規定による送致は、児童送致書(別記様式第三十三号の二)によるものとする。

第十八条第一項の表一の項中「第五号、」を「第五号又は」に改め、「又は第二十七条第一項第一号」を削り、同表中四の項を五の項とし、同表三の項中「入所等措置決定(解除、停止、延長) 通知書」を「入所等措置決定(解除・停止・延長) 通知書」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項中「指導措置決定(解除、停止) 通知書」を「指導措置決定(解除・停止) 通知書」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 法第二十七条第一項第一号 に規定する措置	措置決定通知書(別記様式 第三十七号の二)
---------------------------	--------------------------

別記様式第二十九号中

「いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注1) 対象施設は、障害児入所給付費及び障害児入所医療費の対象となる入所施設

(注2) 対象施設は、障害児入所給付費の対象となる入所施設
世帯全員の住民票の写しを添付すること。

「(注1) 対象施設は、障害児入所給付費及び障害児入所医療費の対象となる入所施設

(注2) 対象施設は、障害児入所給付費の対象となる入所施設
改める。

別記様式第二十九号の六中

「いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。」を削る。
別記様式第三十三号を次のように改める。

別記様式第33号（規格A4）（第15条関係）

児童送致書

第 号
年 月 日

市 町 村 長
児童相談所長 へ

市 町 村 長 印
児童相談所長 印

第25条の7第1項第1号
児童福祉法 第25条の7第2項第1号 に基づき、下記のケースを送致します。
第26条第1項第3号

記

児 童	氏名				
	生年月日				
	学校名等				
	現住所				
保 護 者	氏名	(続柄)	(氏名)	(生年月日) (年齢)	(職業)
	現住所	電話			
送致を行う理由 となった事実の 内容					
送致後の支援に 対する意見					
ケース概要					
これまでの対応 経過					
ケース担当者		電話：			
添付資料		アセスメントシート			

(注意) 市町村へケース送致する場合には、当該のケースに関する詳細な情報も合わせて添付すること。

別記様式第三十三号の三を別記様式第三十三号の四とし、別記様式第三十三号の二を別記様式第三十三号の三とし、別記様式第三十三号の次に次の一様式を加える。

別記様式第33号の2（規格A4）（第15条関係）

児童送致書

第 号
年 月 日

保健福祉事務所長
市福祉事務所長 あて
児童相談所長

市 町 村 長 印
保健福祉事務所長 印
市福祉事務所長 印
児童相談所長 印

第25条の7第2項第2号
次の児童を、児童福祉法 第25条の8第1号 の規定により、関係記録を添えて、送致します。
第26条第1項第4号

児童氏名 及び生年月日	男 ・ 年 月 日生 女
送致する 理由	
備考	

別記様式第三十七号中
第25条の8第1号・第3号・第5号
第26条第1項第4号・第5号・第6号
第27条第1項第1号
第1号・第3号・第5号
第4号・第5号・第6号
「児童等の氏名性
別及び生年月日」
「児童等の氏名、性別、
生年月日」
別記様式第三十七号の次に次の様式を加える。
める。

別記様式第37号の2（規格A4）（第18条関係）

措置決定通知書

第 号
年 月 日

様

児童相談所長 印

次の児童等を、児童福祉法第27条第1項第1号の規定により、訓戒誓約措置と決定しました。

措置年月日	年 月 日		
児童等の氏名、性別 及び生年月日	男 女	年 月 日生	歳
保護者氏名		住所	郡 町 市 村
通知先			
備考			

別記様式第三十八号及び別記様式第三十九号を次のように改める。

別記様式第38号（規格A4）（第18条関係）

指導措置決定（解除・停止）通知書

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長 印
児童相談所長 印

第25条の8第2号 決定
次の児童等を、児童福祉法第26条第1項第2号の規定により、措置解除しました。
第27条第1項第2号 停止

措置（決定・解除・停止）年月日						
児 童	氏名・性別 及び生年月日	生 歳				
	措置時住所					
	就学状況					
保 護 者	氏名		続柄		職業	
	現住所					
指導担当者		児童福祉司				
指導内容						
理由						
備考						

注） この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第39号（規格A4）（第18条関係）

入所等措置決定（解除・停止・延長）通知書

児 第 号
年 月 日

様

群馬県 児童相談所長 印

第27条第1項第3号
第27条第2項
次の児童について、児童福祉法第27条の2第1項の規定による
第27条の2第1項
第31条第 項
解除
入所措置 委託 の停止を決定しました。
延長

分類			決定年月日			
児 童	氏名・性別 及び 生年月日	生 歳				
	就学状況					
	本籍地					
	措置時住所					
保 護 者	現住所					
	氏名		続柄		職業	
施設及び所在地 (里親住所氏名)						
指導にあ たる者	所 属					
	職氏名	児童福祉司				
理由						
備考						

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、ファミリーホーム又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。

また、施設長、ファミリーホームの養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができます。

別記様式第五十三号を次のように改める。

別記様式第53号（規格A4）（第25条関係）

一時（保護・保護委託）決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県 児童相談所長 印

あなたが保護者となっている下記の児童を、児童福祉法第33条第1項の規定により、一時（保護・保護委託）しましたので通知します。

記

児童氏名		生 歳	
住所			
一時 保 護	場所	名称	
		所在地	
	年月日		
	一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容		
備考			

注1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないとされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。（児童福祉法第33条）

3 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときはその親権者等の意に反しても、これをとることができるものとされています。（児童福祉法第33条の2）

別記様式第五十三号の二を次のように改める。

別記様式第53号の2（規格A4）（第25条関係）

一時（保護・保護委託）解除決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県 児童相談所長 印

あなたが保護者となっている次の児童について、児童福祉法第33条の規定により、 年 月 日付で一時（保護・保護委託）しましたが、下記のとおり解除を決定しましたので通知します。

記

児童氏名	生 歳
住所	
一時保護 解除年月日	
解除理由	
備考	

別記様式第七十二号を次のように改める。

別記様式第72号(規格A4)(第35条関係)

児童票

(その1)

ケースNo.						(児童相談所名)
ふりがな氏名			生年 月日			
	変更		確認			
本籍						写真欄
現住所			確認			
	変更		確認			
保護者	氏名		変更		確認	
	続柄		変更		確認	
	住所		変更		確認	
	職業		変更		確認	
学校等	担任等			電話		
	変更			電話		
	変更			電話		
児童委員						
記事	保険種類		記号番号			
	保険者名		保険番号			
通告相談者					確認	
相談事項等						
連絡先	(保護者 続柄 携帯番号)		(保護者 続柄 携帯番号)			
	その他(連絡先名)		: 電話			
統計分類	経路		種別		処理	
取 扱 経 過						
年	月	日	事 項			

(その2)

調査事項						
家族及び縁故者	続柄	氏名	生年月日	教育・職業等	摘要	
家系図						
ケースの経過						

(その3)

ケース番号:

児童氏名:

年 月 日	調 査

(その5)

(心)判定事項			
氏名	男女	生年月日	年 月 日 歳
年	月	日	児童心理司氏名

(その6)

(医)判定事項				
氏名	男女	生年月日	年	月 日 歳
年 月 日			医師氏名	

別記様式第二十号

利用者氏名		
事業所の名称及び所在地	(名 称)	-----
	(所在地)	-----
事業者名及び代表者氏名		
児童自立生活援助の実施期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
徴収金の月額及び納入方法		

を

- (備考)
- 1 徴収金は利用者負担金とは異なり、課税状況等により該当があつた場合に納入してもらうもので、変更のあつた場合はその旨通知します。
 - 2 児童自立生活援助実施申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
 - 3 入所が適当と認められなくなった場合には、児童自立生活援助の実施を解除します。

利用者氏名		
事業所の名称及び所在地		
事業者名及び代表者氏名		
児童自立生活援助の実施期間	から	まで
徴収金の月額及び納入方法	別途、利用者あて通知	

を

の実施を解除します。

別記様式第二十一号

別記様式第二十一号

利用者氏名		
事業所の名称及び所在地	(名 称)	-----
	(所在地)	-----
児童自立生活援助実施の解除 (停止) 日	年 月 日	
児童自立生活援助実施の解除 (停止) の理由		

を

利用者氏名		
事業所の名称及び所在地		
児童自立生活援助実施の解除 (停止) 日		
児童自立生活援助実施の解除 (停止) の理由		

を

別記様式第二十二号

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県児童福祉法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出され、又は交付されている書類はこの規則による改正後の同規則の相当規定により提出され、又は交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十一号

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年群馬県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

別記様式第十号及び別記様式第十一号を次のように改める。

別記様式第十号及び別記様式第十一号 別記様式第十号及び別記様式第十一号 別記様式第十号及び別記様式第十一号

別記様式第十号及び別記様式第十一号を次のように改める。

1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、次の①～③のいずれかの書類が必要である。

① 診断書(精神障害者保健福祉手帳用) (別記様式第15号)

② 「障害年金の年金証書(年金裁定通知書)及び直近の振込(支払)通知書の写し」

③ 「特別障害給付金受給資格者証(特別障害者給付金支給決定通知書)及び直近の国庫金振込通知書(国庫金送金通知書)の写し」

別記様式第十五号中「反動的な関心」を「反復的な関心」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書等は、この規則による改正後の群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十二号

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年群馬県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号中「シロコトヲシテ」を「シロコトヲシテ」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている診断書については、この規則による改正後の群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十三号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成二十五年群馬県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第六条から第十条まで」を「第八条から第十二条まで」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

訓 令

群馬県訓令甲第五号

県庁 地域機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令
令和五年三月三十一日
群馬県知事 山本 一太

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項の表特別休暇の項第三号中「次条第四項」を「次条第一項及び第三項」に改める。

第三十六条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第七十二条第三号を削り、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別表第一保健福祉事務所及び保健所の項中「担当事務に限る。」の下に「危機管理専門官(担当事務に限る。)」を加え、「次長の」を「次長又は危機管理専門官の」に改め、「主務係長」の下に「又は危機管理専門官」を加え、「主務課長及び次長」を「主務課長、次長及び危機管理専門官」に改め、同表防災航空センターの項中「主務係長」を「主監。主監が不在のときは、主務係長」に改め、同表ぐんま男女共同参画センターの項中「次長。次長が不在のときは、」を削り、同表児童相談所(中央児童相談所を除く。)の項中「(中央児童相談所を除く。)」を削り、同表中児童相談所の項を削る。

別表第二世界遺産センターの項中「主務係長」を「次長。次長が不在のときは、主務係長」に改め、同表衛生環境研究所の項中「主務係長」を「次長。副所長及び次長が共に不在のときは、主務係長」に改め、同表農業技術センターの項中「主務係長」を「次長。主務部長及び次長が共に不在のときは、主務係長」に改め、同表家畜衛生研究所の項中「主務係長」を「主席研究員。主席研究員が不在のときは、主務係長」に改め、畜産試験場の項中「(センターにあつては、センター長)」を削り、同表東毛産業技術センターの項及び繊維工業試験場の項中「主務係長」を「研究調整官。研究調整官が不在のときは、主務係長」に改める。

別記様式第十四号の三中「第3条第1項各号」を「第2条第1項各号」に、「育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6ヶ月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業」を「又は育児休業の期間の再度の延長」に改める。

附則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に提出されている改正前の別記様式第十四号の三の規定による育児休業承認請求書については、改正後の同様式の規定により提出されたものとみなす。

群馬県訓令甲第六号

県 庁

専門機関

群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令
令和五年三月三十一日
群馬県知事 山本 一太

群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令

群馬県建設工事執行規程(昭和四十年群馬県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「並びに会計管理者」を削る。

別記様式第六号中

- 「(必要に応じて別紙により記入する。)」
- 「(必要に応じて別紙により記入する。)」

7 建設発生士の搬出先等

【注】この工事に伴い工事現場から建設発生士を搬出する予定である場合は、「建設発生士の搬出先については設計図書に定めるとおり」と記入し、設計図書に建設発生士の搬出先の名称及び所在地を定める。

なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

別記様式第六号の二建設工事請負契約書第四条(△)中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができ、この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

別記様式第六号の二建設工事請負契約書第二十九条第一項中「建設機械器具の次に(以下この条において「工事目的物等」という。))を加え、同条第四項中「工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事目的物等」に、「係る額」を「係る損害の額」に、「第6項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
別記様式第六号の二建設工事請負契約書第二十九条第六項中「として」を「七、

地域機関
専門機関

2 1 附則
この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
この訓令の施行の際現に改正前の群馬県建設工事執行規程の規定により締結され
ている請負契約に係る請負工事の執行については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
